



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 京都きもの友禅株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河端 雄樹  
(コード番号 7615 東証第1部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 斉藤 慎二  
(TEL . 03 - 3639 - 9191)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成18年6月22日開催予定の第35期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 第2条(目的)につきましては今後の事業の多角化に備えるため事業目的を追加し、以下の項数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(同13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

公告方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。

代理人の議決権行使について、代理人の数を定めるため、現行定款第14条(議決権の代理行使)の規定について、所要の変更を行うものであります。

会社法施行規則第94条、第133条第3項および会社計算規則第161条第4項、第162条第4項の規定に従い、事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、個別注記表および連結計算書類の全部につき、インターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能とするため、変更案第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第27条(取締役会の決議方法)に第2項を新設するものであります。

会社法第426条の規定に従い、積極的な意思決定と業務執行を可能とするために取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、取締役の責任免除規定を第30条に新設するとともに、会社法第427条の規定に伴い、適任者を招聘、登用し、そ

の期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結する事を可能とする旨の規定を第40条に新設するものであります。なお取締役の責任免除規定の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

会社法第427条第1項の規定に従い、会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第43条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線\_\_は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的) 第2条  <b>(新設)</b>  <b>(新設)</b>	(目的) 第2条 <u>19. 一般労働者派遣業</u> <u>20. 有料職業紹介業</u> 以下項数繰下げ  <u>(機関)</u> 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の <u>機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、726,120株とする。  <b>(新設)</b>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、726,120株とする。  <u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係わる株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第6条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるものの他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第7条 当社の端株を有する株主は、その端株と併せて1株となるべき数の株式を当社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。</p> <p style="text-align: center;">（第2項条文省略）</p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 本定款に定めるものの他、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第9条 当社の端株を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その端株と併せて1株となるべき数の株式を当社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>商法第211条/3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第10条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り及び売渡し、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式及び端株について名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿・端株原簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り及び売渡し、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）・端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>会社においてはこれを取扱わない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>(新 設)</b></p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(第2項条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;"><b>(新 設)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第16条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任方法) 第17条 (第1項条文省略) 2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>  (第3項条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第19条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (第1項条文省略) 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 (第1項条文省略) 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (現行どおり) 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 (現行どおり) 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を<u>開催</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>2 <u>前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 (第1項条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 (第1項条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 監査役の任期 )</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する<u>定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>( 監査役の任期 )</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する<u>定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として</u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>( 監査役の報酬及び退職慰労金 )</p> <p>第29条 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>( 監査役の報酬等 )</p> <p>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>( 常勤の監査役 )</p> <p>第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>( 常勤の監査役 )</p> <p>第35条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>( 監査役会の招集通知 )</p> <p>第31条 ( 第1項条文省略 )</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>( 監査役会の招集通知 )</p> <p>第36条 ( 現行どおり )</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>( 監査役会の決議方法 )</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>( 監査役会の決議方法 )</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>( 監査役会の議事録 )</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p>	<p>( 監査役会の議事録 )</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p>
<p>( 監査役会規則 )</p> <p>第34条 ( 条文省略 )</p>	<p>( 監査役会規則 )</p> <p>第39条 ( 現行どおり )</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>( 監査役の責任免除 )</p> <p>第40条 当会社は、監査役 ( 監査役であった者を含む。 ) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>( 営 業 年 度 及 び 決 算 期 )</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>( 利 益 配 当 金 )</p> <p>第36条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者並びに端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p> <p>( 中 間 配 当 )</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者並びに端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p><u>でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>( 選 任 方 法 )</p> <p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>( 任 期 )</p> <p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>( 会 計 監 査 人 の 責 任 免 除 )</p> <p>第43条 <u>当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金3,200万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>( 事 業 年 度 )</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>( 剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日 )</p> <p>第45条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>( 中 間 配 当 )</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月22日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月22日（木曜日）

以 上